

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

本仕様書案は、足白農泊施設における飲料水等自動販売機設置に係る行政財産の貸付等について、必要な事項を定めるものである。

なお、最終的な仕様書の詳細については、嘉麻市と設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）との協議により決定するものとする。

1 貸付場所及び貸付面積等

施設名：足白農泊施設

住所：嘉麻市馬見 587 番地

設置場所：各階の自動販売機コーナー（詳細は別紙図面参照）

階層	設置台数	面積	備考
1階	2台	86.4 m ²	設置場所はロビーを予定 清涼飲料水自動販売機 1 台、食品自動販売機 1 台
2階	1台	11.2 m ²	設置場所は自動販売機コーナーを予定

2 貸付期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

ただし、設置施設の管理運営形態及び実績等を勘案し、嘉麻市が適当と判断した場合には、1年ごとに更新し、最大令和7年3月31日まで更新できるものとする。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 1台当たりおよそ幅 1,200mm×奥行 950mm×高さ 2,000mm 以内とする。

詳細については、設置個所の状況等を勘案し、設置事業者と協議の上決定することとする。

（後述する回収ボックスを含まない。）

イ ユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 基本機能

ア 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

ウ 環境省が公表している「グリーン購入の調達者の手引き（H31.2）」の基準に適合すること。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

自動販売機の設置にあたっては、JIS規格「自動販売機の据付基準」、日本自動販売機工業会「自動販売機据付基準」に沿って耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎等の建物の躯体に負担がかからない方法で、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会制定）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（４） 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

販売する飲料水等の容器を種類別に分別できるよう、回収ボックスを設置すること。

イ 回収ボックスの規格

（ア）素材は、プラスチック製又は金属製とする。

（イ）容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れることがないように、限られた設置スペースの範囲内で、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

（ウ）使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

ウ 使用済み容器の処理

回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れないよう、随時回収を行うこと。また、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

（５） 自動販売機の維持管理

ア 商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

エ 自動販売機の故障や問合せについては、筐体に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

4 販売商品の種類等

(1) 販売品目

ア 清涼飲料水

- (ア) 5種類以上の清涼飲料水等とし、タバコ、酒類及びその類似品の販売は行わないこと。
- (イ) 缶又はペットボトル等の密閉式容器とすること。

イ 食品・カップ麺

- (ア) パン、カップ麺、冷凍食品等とし、生鮮品の販売は行わないこと。

(2) 価格

標準販売価格を超えないこととする。

5 貸付料

嘉麻市行政財産使用料条例に基づき、1台あたり月額1,030円とする。

6 費用負担

- (1) 自動販売機及び附帯電気設備の設置、及び契約満了時の撤去に係る費用、その他販売に係る諸経費については、全て設置事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機の設置・運営に係る電気使用料は、1台あたり月額4,185円とし、設置事業者の負担とする。

7 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置事業者の責にて原状に回復して、嘉麻市の確認を受けなければならない。

8 自動販売機設置に伴う事故

嘉麻市の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 嘉麻市の責めに帰することが明らかな場合を除き、嘉麻市はその責めを負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

10 報告書の提出

(1) 定期報告

商品の月売上本数及び月売上金額について、毎年、嘉麻市に報告書を提出すること。

(2) 臨時報告

自動販売機の設置、運営及び撤去に関して事故、盗難、破損等緊急の事案が発生した場合は、速やかに嘉麻市に報告をすること。

11 その他

この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、嘉麻市と設置事業者の協議によって決定するものとする。